

平成30年9月 白杵市農業委員会定例総会議事録

平成30年9月3日（月）午前9時30分より白杵市役所野津庁舎（3階）議事場において会長が9月定例総会を招集した。

本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

議長 疋田 忠公 会長

1番 野上 政憲 委員 2番 堀 京子 委員 3番 内藤 康弘 委員 4番 藤嶋 祐美 委員 5番 平山 勝丈 委員

6番 佐藤 幸子 委員 7番 柳井 博之 委員 8番 城野 幸司 委員 9番 陶山 秀明 委員 10番 小橋 勇二 委員

11番 中野 定重 委員

農業委員会事務局職員

吉良 圭三 局長 長野 政元 次長 首藤 英二 副主幹

付議議案

議案第 39 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 40 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 41 号 非農地証明願いについて

議案第 42 号 農用地利用集積計画の決定について

局 長 それでは、副会長より開会の言葉をお願い致します。

副会長 みなさん、おはようございます。

ただいまより9月の定例総会を開会致します。よろしくお願い致します。

局長 これより議案について審議をよろしくお願い致します。

議長につきましては、白杵市農業委員会 会議規則第7条の規定によりまして、疋田会長にお願い致します。

議長 それでは、議長を進行させていただきます。

まず、議事に先立ちまして、委員の定足数を局長が報告致します。

局長 それでは、定足数の報告を致します。委員総数12名中、本日は全員出席となっております。

よって、白杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので、本日の会議が成立していることを報告致します。

議 長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私からの指名でよろしいでしょうか。

－「異議なし」の声あり－

議 長 それでは、議席番号 8 番 城野 幸司 委員と、議席番号 9 番 陶山 秀明 委員に議事録署名をお願い致します。

議 長 それでは、ただいまから議案審議に入ります。

議案第 39 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願い致します。

次 長 1 ページをご覧ください。

議案第 39 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法第 3 条第 1 項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。

平成 30 年 9 月 3 日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次のページをお開きください。

番号 1、田 255 m² を、耕地の拡張のため所有権を移転するものです。

以上、1 件の申請につきましては、農地法第 3 条第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件の各号に該当するため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。

お手元に配布しております、農地法第 3 条申請チェックリストを合わせてご覧いただきたいと思います。

8 月 24 日に実施しました現地調査において、調査委員 2 名が判断された農地法第 3 条第 2 項の各号であります。これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ、委員会の判断をお願いしたいと思います。申請地は、次のページに掲載していますのでご覧ください。以上、3 条申請 1 件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

内 藤 それでは、私内藤より 8 月 24 日に実施しました議案第 39 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。

委 員 チェックリストと合わせて報告します。

番号 1 の申請地は、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 1 筆の畑で、適切に管理されており、露地野菜の耕作を行う予定です。3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3 条申請 1 件について報告を致します。慎重な審議をよろしくお願い申し上げます。

議 長 推進委員の峰さんにも現地調査をしていただきましたが、本日は葬儀があるということで出席できませんので省きます。

それでは、ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第 39 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「12 名中 11 名挙手」

議 長 城野委員がまだ来られていないため、12 名中 11 名異議なしということでございます。

よって、議案第 39 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。

次に、議案第 40 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 4 ページをお開きください。

議案第 40 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、農地法第 4 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにするため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

平成 30 年 9 月 3 日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次のページです。

番号 1、畑 850 m² を、賃貸長屋住宅用地として利用するものです。

農地の区分は 3 種農地となっています。

以上、1 件の申請につきましては、農地法第 4 条の立地基準及び一般基準のすべてを満たしていると考えられますが、本件についても別紙、農地法第 4 条申請チェックリストをご覧ください、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

申請地は次のページに掲載していますのでご覧ください。

以上、4 条申請 1 件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

平 山 私平山より、8月24日に実施しました、議案第40号 農地法4条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。

委 員 チェックリストと合わせて報告します。

番号1は、田を賃貸長屋住宅用地として利用するものです。申請地は1筆の畑となっており、果樹を中心に栽培はされていますが、道路に面した一角に草木の繁殖を防ぐために、コンクリートが打設されています。これは転用にあてはまりますので、始末書も提出されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類は揃っており、それぞれ該当するものと判断し、報告致します。

以上、4条申請1件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願い致します。

議 長 続きます、推進委員さんより報告をお願い致します。

玉 田 4条申請についてですが、番号1の許可申請について報告します。推進委員の玉田です。

委 員 8月24日に農業委員の方、及び事務局の方と現地調査を行っています。調査の結果、特に問題はありませんでした。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第 40 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 ー「全員挙手」ー

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 40 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として県知

事に意見を送付することに決定いたしました。

次に、議案第 41 号 非農地証明願いについて、事務局より説明及び報告をお願い致します。

次 長 7 ページとなります。

議案第 41 号 非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。

平成 30 年 9 月 3 日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次 長 次の 3 ページをご覧ください。

番号 1、畑 737 m² 外 19 筆 合計 8,639 m² の土地については、長い間耕作されず非農地化した土地です。

次に、チェックリストと合わせて報告致します。

番号 1 については、③の森林原野化し復元が困難な場合、及び周囲の状況から復元しても継続して利用ができない場合に該当し、要件のア～オまですべての要件を満たしているものと考えられます。以上で説明を終わります。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第 41 号 非農地証明願いについて採決を行います。

本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 ー「全員挙手」ー

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 41 号 非農地証明願いについて原案どおり承認することに決定を致しました。

議 長 次に議案第 42 号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 10 ページとなります。

議案第 42 号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあったので提案する。

平成 30 年 9 月 3 日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

別冊の農用地利用集積計画（第 8 号） 「平成 30 年 9 月 3 日公告予定」です。

1 ページをご覧ください。

この利用権設定集計表は平成 30 年 8 月末までに申し出がありました白杵市全体の集計表であります。

主なものについてご説明します。中段に利用権設定の合計の面積と筆数を掲載しております。新規再設定の合計で申し上げます。

田については 18,512 m² 22 筆でございます。

畑については 16,444 m² 8 筆です。

合計面積は、34,956 m²、30 筆です。

次に貸手、借手ですが、これについては、貸し手が 21 名に対しまして、借り手は 2 名となっております。2 ページ以降については、白杵地域と

野津地域の集計表と各筆明細書となっています。

以上、簡単ではございますが、平成30年9月3日公告予定の農用地利用集積計画（第8号）について、ご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第42号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第42号 農用地利用集積計画の決定については原案どおり承認することに決定致しまし

た。

以上で本総会の議案はすべて終了致しました。ありがとうございました。(終了 17:51)